

○海技試験の定期試験の期日及び場所等を定める告示

〔平成十五年五月二十二日国土交通省告示第六百五十三号〕

最終改正：平成23年8月8日国土交通省告示第828号

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二十二條第二項の規定に基づき、海技試験の定期試験の期日及び場所等を次のように定め、平成十五年六月一日から適用する。

- 1 定期試験の期日、場所及び海技試験申請書の提出期間は、次のとおりとする。
 - 一 試験開始期日 二月一日、四月十日、七月一日及び十月一日（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日に当たる場合は、地方運輸局（運輸監理部を含む。以下同じ。）に試験開始期日として掲示したときを除き、順次延期する。）
 - 二 試験場所 札幌市、仙台市、横浜市、新潟市、名古屋市、大阪市、神戸市、広島市、高松市、福岡市及び那覇市
 - 三 海技試験申請書の提出期間 試験開始期日の三十五日前（二月一日に開始される定期試験にあつては、四十日前）から十五日前（学科試験のうち口述試験のみ申請する者にあつては、前日）までとする。
- 2 定期試験は、資格別によるすべての種別（二月一日、四月十日及び十月一日に開始される定期試験にあつては、船橋当直三級海技士（航海）試験及び機関当直三級海技士（機関）試験を除く。）について行う。
- 3 身体検査は、次に掲げる学科試験の区分に応じ、それぞれに定める期日に行う。
 - 一 学科試験が筆記試験及び口述試験の場合 口述試験日
 - 二 学科試験が筆記試験の場合 筆記試験日
 - 三 学科試験が口述試験の場合 口述試験日
- 4 学科試験のうち筆記試験は、地方運輸局に掲示した日時に、学科試験のうち口述試験は、当該受験者に通知した日時に行う。
- 5 前各号に掲げるもののほか定期試験の期日及び場所並びに海技試験申請書の提出期限その他必要な事項は、地方運輸局に掲示する。

前 文〔抄〕〔平成一六年一月五日国土交通省告示第三号〕

平成十六年三月一日から適用する。

前 文〔抄〕〔平成一八年八月二二日国土交通省告示第九七五号〕

平成十八年八月二十八日から適用する。

附 則〔平成二一年三月一一日国土交通省告示第二五五号〕

この告示は、公布の日から施行する。

前 文〔抄〕〔平成二二年二月二六日国土交通省告示第一一〇号〕

平成二十二年三月二十三日から適用する。

附 則〔平成二三年四月一一日国土交通省告示第三七四号〕

この告示は、公布の日から施行する。

附 則〔平成二三年八月八日国土交通省告示第八二八号〕

この告示は、公布の日から施行する。